

外務省公共事業コスト構造改善プログラム

平成20年6月

外務省

1. これまでの取組

公共工事のコスト削減は、平成9年度から11年度の3年間の取組（「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」（以下「旧行動指針」という。））において、全省庁の連携や公共工事担当省庁等における創意工夫の強化により、公共工事執行システムの中で価格に影響を及ぼす様々な要因について改革が進んだ。

しかし、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されたこと、また、それまで実施してきたコスト削減施策の定着を図ることや新たなコスト削減施策を進めていくことが重要な課題となったため、平成12年度から平成20年度までを期間として、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減を含めた総合的なコスト削減について、「公共工事コスト削減対策に関する新行動指針」（以下「新行動指針」という。）を策定し取り組んだ。

さらに、平成15年度からは、新行動指針だけでは限界があったことから、新行動指針を継続実施することに加え、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直す、「コスト構造改革」に取り組んだ。「コスト構造改革」では、「事業のスピードアップ」、「計画・設計から管理までの各段階における最適化」、「調達の最適化」をポイントに、平成15年度から平成19年度までの施策プログラムとして、「在外公館の建設にかかる公共事業コスト構造改革プログラム」（以下「改革プログラム」という。）を策定した。

「改革プログラム」では、従来からの工事コストの削減と新たな取組を加味した「総合コスト削減率」の達成目標を15%とし、平成18年度には15.3%の削減率を達成しているところである。

2. 公共事業コスト構造改善プログラムの位置付け

厳しい財政事情が続くなか、引き続きコスト削減の取組を継続する必要がある一方で、行き過ぎたコスト削減は品質の低下を招く恐れもあり、今までのコスト削減のみを重視した取組から、コストと品質の両面を重視する取組への転換を図ることが急務となった。

コストと品質の両面を重視する取組への転換にあたっては、民間企業による技術革新の進展、老朽化する社会資本が急増する中で、国民の安全・安心へのニーズや将来の維持管理・更新費用が増大することへの対応、近年の地球温暖化等の環境問題に対する世論の高まりを踏まえ、これまでの「総合的なコスト削減」から、VFM*の最大化を重視した「総合的なコスト構造改善」を推進する。

具体的には、これまでの評価項目である①工事コストの削減（規格の見直しによる工事コストの削減を含む）、②事業のスピードアップによる効果の早期発見、③将来の維持管理費の削減に加え、（ア）民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、（イ）施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、（ウ）環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善を評価する「総合コスト改善率」を設定し、平成20年度から5年間で、平成19年度と比較して、15%の「総合コスト改善率」を達成することを目標とする。

「コスト構造改善」は、コストと品質の観点から公共事業を抜本的に改善し、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目指しており、施策の実施にあたっては、社会資本が本来備えるべき供用性、利便性、公平性、安全性、耐久性、環境保全、省資源、美観、文化性等の所要の基本性能・品質の確保を図ることとする。

「外務省公共事業コスト構造改善プログラム」（以下「改善プログラム」という。）には、直ちに実施できる施策のみではなく、検討、試行、関係省庁との調整を行ったうえで実施に移行する施策を含むものとする。したがって改善プログラム策定後も、必要に応じて施策を追加、変更することとする。

また、「新行動指針」の施策は、改善プログラムに盛り込まれていることから、「新行動指針」は改善プログラ

*VFM(Value for Money)とは、経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。

ムに統合されたものとみなす。

3. 改善プログラムの対象

改善プログラムは、基本的には外務省が行う在外公館施設の営繕事業を対象として、「コスト構造改善」に取り組むこととする。

なお、在外公館施設は、それぞれの国の地域の気候、風土、宗教、文化、政治、経済、治安、インフラ状況等、あらゆる点で日本とは異なる環境下におかれているため、在外公館施設の営繕事業を行うにあたっては、そのような各地の特性を十分に踏まえ、接受国側の建築法規等を遵守して、実施していくこととする。

4. フォローアップ

改善プログラムの実施状況については、具体的施策の着実な推進を図る観点から、政府全体のプログラムとあわせつつ、適切にフォローアップし、その結果を公表する。

フォローアップにあたっては、5. 具体的施策に示す各施策の実施状況を出来る限り定量的に把握する。なお、貨幣換算により評価することが可能な施策については、併せて「総合コスト改善率」により評価するものとし、その詳細な算定手法については別途定める。

5. 具体的施策

改善プログラムの具体的施策を以下に示す。なお、改善プログラムには直ちに実施できる施策のみでなく、検討、試行、関係省庁との調整をおこなったうえで実施に移行する施策を含むものとし、改善プログラム策定後も、必要に応じて施策を追加、変更することとする。

(1) 計画・設計・施工の最適化

(イ) 計画・設計の見直し

技術基準類の見直しや弾力的な運用を図るとともに、設計段階におけるVE制度の導入を促進する。

(具体的事例)

- ① 在外公館営繕事業に関する基準類を整備し、各事業の整備における合理的な設計等を推進
- ② 技術革新等を反映した計画・設計の推進
- ③ 地域の実情にあったより合理的な計画・設計を推進するため、現地の実情にあった規格（ローカルルール）を促進
- ④ 設計段階から維持管理段階までの幅広い分野の技術者による設計VEを、設計の早期段階から推進

(ロ) 施工の見直し

工事における事業間連携等や建設副産物対策等を推進する。

- ① 関連工事の工程調整による仮設物の共用
- ② 建設副産物の発生抑制・再生資源の利用を推進

(ハ) 施工プロセスにおける効率性の確保

受発注者のパートナーシップの構築等により公共工事等の品質を確保する。

- ① 受発注者間の協議の迅速化による、施工の効率化
- ② 設計思想の効率的な伝達のため、発注者・設計者・施工者による三者会議を推進
- ③ 公共工事の品質確保を図るための施工プロセスを通じた監督・検査や出来高部分払いの推進

④優良な技術者の確保・育成

(2) 維持管理の最適化

(イ) 戦略的な維持管理

国民の安全安心を確保しつつ、公共施設にかかるライフサイクルコストの低減を目指すため、戦略的な維持管理システムを構築し、長寿命化を実現する。

- ①点検結果等にかかるデータベースを整備
- ②既存施設等の長寿命化を重視した点検、補修、修繕工法等を推進
- ③長寿命化に関する計画策定の推進

(ロ) 効率的な維持管理

地域の実情や施設特性に応じた維持管理を推進する

- ①公共施設等の管理水準について地域特性等に応じた合理化や見直し
- ②効率化・計画的な維持管理・更新を促進

(3) 調達最適化

(イ) 入札・契約の見直し

民間の技術力が適切に反映されるよう、総合評価方式等の多様な発注方式の導入拡大や複数年にわたる工事の円滑な執行のための手続改善を行う。また、企業の持つ技術力・経営力の適正な評価を行うための環境整備を進めるとともに、PFI方式*やCM方式**等多様な契約方式の一層の推進を図る。

- ①新営等、大型の発注工事において、原則総合評価方式による調達を促進
- ②技術提案履行状況の確認強化と受注者が誠実に技術提案を履行する仕組みの構築と一層の定着
- ③PFI方式等の活用を推進
- ④企業の技術力等の適切な評価による受注機会の改善
- ⑤国庫債務負担行為を計画的かつ積極的に活用

(ロ) 予定価格作成等のための積算の見直し

市場を的確に反映した積算方式を整備する。

- ①現地特性をより適正に反映するため、現地の市場単価の適用を拡大
- ②予定価格の作成において見積を活用する方式の拡大

*PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、運営能力及び技術能力を活用して行う手法のこと。平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が制定された。

**CM(Construction Management)とは、「建設生産・管理システム」の一つであり、発注者の補助者・代行者であるCMR(コンストラクション・マネージャー)が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。